

島根県多面的機能支払交付金交付要綱

制定 平成26年4月1日農村第13号
最終改正 平成29年4月18日農村第73号

(趣旨)

第1条 県が交付する多面的機能支払交付金に係る農地維持支払交付金、資源向上支払交付金及び日本型直接支払推進交付金（多面的機能支払交付金）（以下、「交付金等」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 規則第3条による交付金等の名称、目的、交付の対象である経費の内容及びその交付の率は別表のとおりとし、予算の範囲内において、島根県農地・水・環境保全協議会（以下「推進組織」という。）及び市町村に交付するものとする。

2 事業に係る実施要件は、「多面的機能支払交付金実施要綱」（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下、「実施要綱」という。）及び「多面的機能支払交付金実施要領」（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下、「実施要領」という。）、「日本型直接支払推進交付金実施要綱」（平成28年4月1日付け27農振第2218号農林水産事務次官依命通知。以下、「日本型実施要綱」という。）、「日本型直接支払推進交付金実施要領」（平成28年4月1日付け27生産第2855号農林水産省生産局長通知・27農振第2219号農村振興局長通知。以下「日本型実施要領」という。）の規定によるものとする。

(流用の禁止)

第3条 別表の事業の欄に掲げる経費の相互間の流用をしてはならない。

(交付の申請)

第4条 規則第4条による交付金等の交付を申請しようとする者が知事へ提出する申請書の様式は別記様式第1号のとおりとし、提出期限は、知事が毎年度別に定めるものとする。

(事業の実施)

第5条 事業の実施については、規則第5条の交付の決定後に事業着手するものとする。
ただし、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、推進組織会長及び市町村長は、あらかじめ別記様式第2号により、知事に届け出るものとする。

2 前項のただし書きにより交付決定前に着手する場合においては、推進組織及び市町村は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実になった場合に着手するものとする。また、この場合において、推進組織及び市町村は、交付決定までのあらゆる損失等に対して自ら責任を負うものとする。

(変更承認申請)

第6条 規則第9条による知事の承認を受けようとする場合には、別記様式第3号による変更承認申請書を知事に速やかに提出しなければならない。
ただし、別表に定める軽微な変更についてはこの限りではない。

(概算払請求)

第7条 概算払いにより交付金等の交付を受けようとするときは、別記様式第4号による概算払請求書を提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第8条 推進組織会長及び市町村長は、交付金等の交付の決定に係る年度の各四半期(第4・四半期を除く。)の末日現在の事業の遂行状況を別記様式第5号の遂行状況報告書により、当該四半期の最終月の翌月20日までに知事に報告しなければならない。
ただし、前条の概算払請求書をもって遂行状況報告書に代えることができるものとする。

(実績報告)

第9条 規則第10条により知事に提出する実績報告書は、別記様式第6号のとおりとする。
2 前項の実績報告書は、対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は規則第5条の交付決定を受けた年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(知事の定める財産)

第10条 規則第13条第1項第4号による機械及び重要な器具で知事が指定したものは、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(交付金の返還)

第11条 市町村長は、実施要綱別紙1の第9又は別紙2の第9の規定に基づき、広域活動組織又は活動組織から交付金の返還を受けた場合は、実績報告に併せて別記様式第7号の返還申出書を知事に提出しなければならない。
2 知事は、前項の規定により申出を受けた場合は、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還をさせるものとする。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

第12条 市町村長は、活動組織又は広域活動組織に対し交付金を交付するときは、活動組織又は広域活動組織に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 財産の管理等

ア 交付対象経費（交付金に係る事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、間接交付金に係る事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

イ 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(2) 財産の処分の制限

ア 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）において、農林水産大臣が別に定める取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市町村長の承認を受けなければならない。

イ アの承認については、前号のイの規定を準用する。

(3) 財産管理台帳の整備

取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、多面的機能支払交付金交付要綱別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(4) 契約等

ア 交付金に係る事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付金に係る事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約とすることができる。

イ アにより契約をしようとする場合は、当該契約に係る競争入札等に参加しようとする者に対し、別紙様式8号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

2 市町村長は、前号（2）のアの承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(附則)

- 1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は平成27年4月24日から施行する。
- 3 この要綱は平成27年11月26日から施行する。
- 4 この要綱は平成28年5月16日から施行し、平成28年度の事業から適用する。ただし、第5条の改正規定については、平成29年度の事業から適用する。
- 5 この要綱は平成29年4月18日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係） （その1）

平成 年度島根県多面的機能支払交付金申請書

番 号
年 月 日

島根県知事 様

市町村長 氏 名 印

平成 年度において下記のとおり事業を実施したいので、島根県多面的機能支払交付金
交付要綱第4条に基づき、金 円の交付を申請する。
なお、事業の内容等は、別添の事業実施計画のとおりである。

記

交付金交付申請額

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1. 農地維持支払交付金 | 円 |
| 2. 資源向上支払交付金 | 円 |
| 3. 日本型直接支払推進交付金（多面的機能支払交付金） | 円 |

注： 添付書類として、多面的機能支払交付金実施要綱別紙3の第2の3又は日本型
直接支払推進交付金実施要綱第3の3で定められた事業実施計画書を添付すること。

別記様式第1号（第4条関係）（その2）

平成 年度島根県多面的機能支払交付金申請書

番 号
年 月 日

島根県知事 様

[推進組織]
住 所
団 体 名
代表者名 氏 名 印

平成 年度において下記のとおり事業を実施したいので、島根県多面的機能支払交付金交付要綱第4条に基づき、金 円の交付を申請する。
なお、事業の内容等は、別添の事業実施計画のとおりである。

記

交付金交付申請額

1. 日本型直接支払推進交付金（多面的機能支払交付金） 円

注： 添付書類として、日本型直接支払推進交付金実施要綱第3の4で定められた事業実施計画書を添付すること。

番 号
平成 年 月 日

島根県知事 様

市町村長 印

平成 年度日本型直接支払推進交付金（多面的機能支払交付金に係る推進事業）
交付決定前着手届

平成 年 月 日 第 号で提出した日本型直接支払推進交付金（多面的機能支払交付金に係る推進事業）市町村推進事業実施計画に基づく別添事業について、島根県多面的機能支払交付金交付要綱第5条の規定に基づき、下記の条件を了承の上、交付決定前に着手したいので提出する。

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらのあらゆる損失は、市町村が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた交付金が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

別添

平成〇〇年度日本型直接支払推進交付金
(多面的機能支払交付金に係る推進事業)

事業名	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由	備考
・市町村推進事業 ・推進組織推進事業					

島根県知事 様

市町村長（推進組織会長） 印

平成 年度日本型直接支払推進交付金（多面的機能支払交付金に係る推進事業）
交付決定前着手届

平成 年 月 日 第 号で提出した日本型直接支払推進交付金（多面的機能支払交付金に係る推進事業）市町村（推進組織）推進事業実施計画に基づく別添事業について、島根県多面的機能支払交付金交付要綱第5条の規定に基づき、下記の条件を了承の上、交付決定前に着手したいので提出する。

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらのあらゆる損失は、市町村（推進組織）が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた交付金が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

別添

平成〇〇年度日本型直接支払推進交付金
(多面的機能支払交付金に係る推進事業)

事業名	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由	備考
・市町村推進事業 ・推進組織推進事業					

別記様式第3号（第6条関係）

平成 年度島根県多面的機能支払交付金変更承認申請書

番 号
年 月 日

島根県知事 様

市町村長 氏 名 印
又は
[推進組織]
住 所
団 体 名
代表者名 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更し [金 円の追加交付（減額承認）を受け] たいので、島根県多面的機能支払交付金交付要綱第6条に基づき申請する。
なお、その他については申請書記載のとおりとする。

注：金額の変更のない場合は [] の部分は除くこと。

記

記載事項については、別記様式第1号の記に準ずる。

注： 交付金交付の決定に係る内容及び多面的機能支払交付金実施要綱別紙3の第2の3又は日本型実施要綱第3で定められた事業実施計画書の経費の配分（以下、「経費の配分」という。）並びに変更後の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように作成するものとし、事業計画及びその内容、経費の配分及び収支予算は変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで記載すること。

別記様式第4号（第7条関係）

平成 年度島根県多面的機能支払交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

島根県知事 様

市町村長 氏 名 印
又は
[推進組織]
住 所
団 体 名
代表者名 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付金交付決定の通知のあった事業について島根県多面的機能支払交付金交付要綱第7条に基づき、概算払を受けたいので、下記のとおり請求する。

〔※〕また、併せて同要綱第8条に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1. 請求金額 金 円

2. 請求金額の内訳

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

経費区分	交付決定額 ①	既受領額 ②	今回請求額		残高 ①-(②+ ③)	備考
			金額 ③	月 日 まで予定 出来高		
農地維持支払交付金	円	円	円	%	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	%	円	
日本型直接支払推進 交付金(多面的機能支 払交付金)	円	円	円	%	円	
合 計	円	円	円	%	円	

3. 事業遂行状況 〔※〕

経費区分	事業費 (A)	事業の遂行状況 (平成 年月日 までに完了したもの) (B)	進捗率 (B)/(A)	備考
農地維持支払交付金	円	円	%	
資源向上支払交付金	円	円	%	

实际の上支払交付金				
日本型直接支払推進交付金(多面的機能支払交付金)	円	円	%	
合 計	円	円	%	

(注) 「事業の遂行状況」の欄は、交付金の支払い金額を記載すること。

4. 事業の完了予定 平成 年 月 日

(注) [※]については、島根県多面的機能支払交付金交付要綱第8条に基づく報告の場合のみ記載する。

別記様式第5号（第8条関係）

平成 年度島根県多面的機能支払交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

島根県知事 様

市町村長 氏 名 印
又は
[推進組織]
住 所
団 体 名
代表者名 氏 名 印

平成 年度多面的機能支払交付金の事業の遂行状況について、島根県多面的機能支払交付金交付要綱第8条に基づき、下記のとおり報告する。

記

経費区分	事業費 (A)	事業の遂行状況 (平成 年 月 日 までに完了したもの) (B)	進捗率 (B)／(A)	備 考
農地維持支払交付金	円	円	%	
資源向上支払交付金	円	円	%	
日本型直接支払推進交付金(多面的機能支払交付金)	円	円	%	
合 計	円	円	%	

(注) 「事業の遂行状況」の欄には、交付金の支払い金額を記載すること。

別記様式第6号（第9条関係）

平成 年度島根県多面的機能支払交付金実績報告書

番 号
年 月 日

島根県知事 様

市町村長 氏 名 印
又は
[推進組織]
住 所
団 体 名
代表者名 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり事業を実施したので、島根県多面的機能支払交付金交付要綱第9条に基づき、その実績を報告する。

記

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1. 農地維持支払交付金 | 円 |
| 2. 資源向上支払交付金 | 円 |
| 3. 日本型直接支払推進交付金（多面的機能支払交付金） | 円 |

注：1 添付書類として、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第8の1の（1）、別紙2の第8の1の（1）又は日本型直接支払推進交付金実施要綱第5の2で定められた実績報告書を添付すること。

注：2 交付金交付の決定に係る内容及び多面的機能支払交付金実施要綱別紙3の第2の3又は日本型実施要綱第3で定められた事業実施計画書の経費の配分（以下、「経費の配分」という。）並びに変更後の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように作成するものとし、事業計画及びその内容、経費の配分及び収支予算は変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで記載すること。

別記様式第7号（第11条関係）

平成 年度島根県多面的機能支払交付金返還申出書

番 号
年 月 日

島根県知事 様

市町村長 氏 名 印

平成 年度多面的機能支払交付金の返還金について、島根県多面的機能支払交付金交付要綱第11条に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

	広域活動組織名又は活動組織名	県への返還金
1		円
2		円
3		円
合計		円

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

活動組織名
会長 様

所在地
商号又は名称 業者名
代表者名 氏 名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

（注1） 〇〇には、「工事委託」、「物品・役務」契約のいずれかを記載すること。

（注2） この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター（平成27年9月30日までの機関名は農林水産技術会議事務局筑波事務所という。）をいう。

（注3） 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

別表(第3条・第6条関係)

事業	目的	交付金等の交付先	経費の内容	交付率等	軽微な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
農地維持支払交付金	地域共同による農地、水路等の地域資源の基礎的な保全管理活動や地域資源の適切な保全管理のための推進活動を支援する。	市町村	市町村長が活動組織等へ交付する農地維持支払交付金に要する経費	事業費の3/4以内	—	事業実施主体の変更以外の変更
資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)	施設の軽微な補修や農村環境の保全等の地域資源の質的向上を図る共同活動及び老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等を行う活動を支援する。	市町村	市町村長が活動組織等へ交付する資源向上支払交付金に要する経費	事業費の3/4以内	—	事業実施主体の変更以外の変更
日本型直接支払交付金(多面的機能支払交付金)	推進組織が行う推進・指導や市町村が行う多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金、資源向上支払交付金)の交付事務等の適切かつ円滑な実施を促進する。	推進組織	日本型直接支払推進交付金(多面的機能支払交付金)の対象事業に要する経費(推進組織推進事業)	定額	交付金の増減を伴わない事業費の増減	事業実施主体の変更以外の変更
		市町村	日本型直接支払推進交付金(多面的機能支払交付金)の対象事業に要する経費(市町村推進事業)	定額	交付金の増減を伴わない事業費の増減	事業実施主体の変更以外の変更